

番号 00764

輸出予定届出証明書 / Export Certificate

整理番号 3612803313912074

自動車登録番号 / Registration No. 堺 331 る 1207		登録年月日 / Registration Date 令和 5 年 12 月 26 日 2023 year 12 month 26 day		初度登録年月 / First Reg. Date 平成 26 年 12 月 2014 year 12 month		車台番号 / Maker's serial number GP2-026133				
車名 / Trademark of the maker of the vehicle スバル				型 式 / Model [133] DBA-GP2		原動機の型式 / Engine Model FB16				
所有者の氏名又は名称 Name of Owner だいにち自動車株式会社		所有者の住所 Address of Owner 大阪府堺市北区百舌鳥陵南町3-168 [16087]								
使用者の氏名又は名称 Name of User ***		使用者の住所 Address of User ***								
使用の本拠の位置 Locality of principal abode of use ***										
自動車の種別 Classification of Vehicle 普通	用途 Use 乗用	自家用・事業用の別 Purpose 自家用	車体の形状 Type of Body ステーションワゴン [003]	乗車定員 Fixed Number 5人	最大積載量 Maxim. Carry -kg		車両重量 Weight 1260kg	車両総重量 G/Weight 1535kg		
総排気量又は定格出力 Engine Capacity 1.59L	燃料の種別 Classification of Fuel ガソリン	型式指定番号 Specification No. 16964	類別区分番号 Classification No. 1011	長さ Length 442cm	幅 Width 174cm	高さ Height 146cm	前前軸重 FR Weight 800kg	前後軸重 FR Weight -kg	後前軸重 RR Weight -kg	後後軸重 RR Weight 460kg
輸出予定日 (証明書有効期間満了日) Export scheduled day		令和 6 年 7 月 17 日 2024 year 7 month 17 day								
備 考 [京都]、輸出予定届出 輸出に係る届出をした所有者は、輸出予定届出証明書に係る自動車が 輸出されることなく、当該輸出予定届出証明書の有効期間が満了した ときは、当該有効期間が満了した日から15日以内に、最寄りの運輸 支局等に当該輸出予定届出証明書を返納しなければなりません。 *一時抹消中所有者 / Latest Owner* IBC Japan株式会社 京都府京都市伏見区中島宮ノ前町64 [14256] [申請年月日 / Date of Application] 令和6(2024)年1月18日 [走行距離計表示値 / Mileage] 64,000km (令和3(2021)年12月8日) [旧走行距離計表示値 / Mileage] 44,400km (令和1(2019)年11月29日) 以下余白										

裏面もご覧ください。



令和 6 年 1 月 18 日
2024 year 1 month 18 day

Director-General of the District Transport Bureau or
Director-General of the Transport Branch of the District Transport Bureau,
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Japan

京都運輸支局長



(注意事項)

1. 自動車を運行するときは、有効な自動車検査証を携行して下さい。
2. 継続検査は、「有効期間の満了する日」欄に示された日の1か月前（離島に使用の本拠の位置を有する自動車にあっては、2か月前）から受けられますので、余裕を持って受けるようにして下さい。
3. 自動車検査証に記載されている住所又は氏名等に変更があったときには、手続きが必要です。また、自動車の構造等に変更があったときには、変更の手続きが必要となる場合がありますので、使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部、運輸支局又は自動車検査登録事務所にお問い合わせ下さい。
4. 「登録年月日／交付年月日」欄には、新規登録、自動車検査証交付時における直近の移転登録のいずれかの日が表示されます。
なお、二輪の小型自動車の場合は、新規検査、最新の自動車検査証記入のいずれかの日となります。
5. 「***」は、所有者と使用者が同一であること又は使用の本拠の位置と使用者の住所が同一であることを示します。
6. 走行距離計表示値は、新規検査と予備検査（いずれも、登録識別情報等通知書、一時抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書のあるものに限り、）継続検査と構造等変更検査の際に走行距離計に表示されていた数値を記載しているため、走行距離計が交換されている場合等には、実際の走行距離と異なる場合があります。
7. 「輸出抹消仮登録証明書」、「登録識別情報等通知書」、「輸出予定届出証明書」又は「自動車検査証返納証明書」は、再発行できませんので、大切に保管して下さい。
8. 市町村合併後の住所へ変更を希望される方へ
市町村合併に伴う住所変更が反映されていない自動車検査証につきましては、自動車登録令第24条により、特に手続きをされなくても問題はありますが、合併後の住所への変更を希望される場合には、使用の本拠の位置を管轄する自動車検査登録窓口において新住所の自動車検査証を交付させていただきますので、お申し出下さい。

※ 交付した自動車検査証が申請された登録事項又は検査事項と相違していないことを確認して下さい。もし相違しているときは、ただちに申し出て下さい。

●軽自動車届出済証について

検査対象外軽自動車においては、左記2.6.7.は対象とはなりません。また、「自動車検査証」は、「軽自動車届出済証」、「登録年月日／交付年月日」欄は、「届出年月日／交付年月日」と読み替え、各種届出の日が表示されます。

●行政不服審査法に基づく教示

この処分不服のあるときは、行政不服審査法の規定に基づき、書面で国土交通大臣に対し審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月を経過したとき、又は処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

自動車使用者の皆様へ

点検整備は必ず実施しましょう

自動車の検査は、安全・環境の面について国が定める基準に適合しているかどうかを一定期間ごとに確認するものであり、次の検査までの安全性等を保証するものではありません。

自動車の使用者は、安全・環境を守るため、自らの責任で適切に自動車を管理しなければなりません。自動車の事故や故障を未然に防止するためにも、日常点検整備と定期点検整備は必ず実施しましょう。

自動車不具合情報ホットラインに情報をお寄せ下さい

国土交通省では、迅速なリコールの実施やリコール隠し等の防止のため、自動車不具合情報ホットラインを通じて、皆様のお車に発生した不具合情報を収集しております。

フリーダイヤル受付 0120-744-960 (年中無休・24時間)

(オペレーター受付時間：平日 9:30～12:00 13:00～17:30)

ホームページ受付 www.mlit.go.jp/RJ/

リコールによる修理は必ず受けましょう

リコールの点検・修理は、安全確保及び環境保全のため必要なものです。なお、リコールの通知を確実に受け取るためにも、自動車検査証の住所や氏名等の変更手続きは必ず行って下さい。